

## 社会福祉法人市川市社会福祉協議会 役員等の報酬、手当、旅費及び費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）役員等の報酬、手当及び役員、評議員等の旅費及び費用弁償支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 市川市の特別職及び常勤の職員を兼ねる役員を除く常勤の役員（以下「常勤の役員」という。）並びに、市社協の経営管理に携わる非常勤役員に報酬を支給することとしその額は、市社協会長が定め支給方法等については、事務局及び給与規程による。

(手当)

第3条 常勤の役員に、次の手当を支給するものとし、その額は、事務局及び給与規程に準じる。

2 常勤の役員に、期末手当を支給するものとし、その額は、会長が定める。

3 前各号に規定するもののほか、常勤の役員の手当の支給方法等については、事務局及び給与規程に準じる。

(旅費の支給)

第4条 役員、評議員の旅費の日当及び宿泊料の額は、別表2のとおりとし、支給方法、支給条件及び支給手続き等については、事務局及び給与規程に準ずる。

(費用弁償)

第5条 非常勤役員、評議員及び次の各号に定める者が職務に従事したときは、（市川市の特別職及び常勤の職員を兼ねる役員、評議員、委員及び第2条の規定により報酬を支給するものを除く。）費用弁償を行う。

- (1) 会報編集委員
- (2) 福祉関係資金貸付委員
- (3) 歳末たすけあい募金配分委員
- (4) 福祉サービス苦情解決委員
- (5) 経営委員
- (6) 災害支援基金運営委員
- (7) 会員組織強化検討委員
- (8) 評議員選任・解任委員会委員

2 前項に規定された者以外で、市社協会長が必要と認めた会議の出席者に対しても費用弁償を行う。

3 前2項に定める費用弁償の額は、別表1のとおりとする。

(委任)

第6条 この規定に定めのない事項は、市社協会長が定める。

附 則

この規定は、平成4年4月1日から施行する。

この規定は、平成5年4月1日から施行する。

この規定は、平成6年11月7日から施行する。

この規定は、平成7年3月27日から施行する。

この規定は、平成11年4月1日から施行する。

この規定は、平成12年3月27日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条(7)(8)については、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年8月27日から施行する。

この規定は、平成29年2月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。